

ユーラシア工業意匠の保護



著者：Vladimir Biriulin¹

：Nikolay Bogdanov²

編者：黒瀬 雅志³

ユーラシア特許庁（EAPO）は、2021年6月1日よりユーラシア工業意匠出願の受理を開始する。ユーラシア特許庁により付与された「単一意匠権」は、「ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書⁴（議定書）」に署名したすべての国において効力を有する。

1. 議定書発効の経緯と発効国

2019年9月、カザフスタンでユーラシア特許庁総務評議会主導の外交会議が開催され、「ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書」への調印式が行われた。議定書に署名したのは、参加8カ国中5カ国（アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア）のみであった。タジキスタンはその後遅れて署名し、ベラルーシとトルクメニスタンは未だに署名していない。

また、2020年末には議定書に署名した5カ国全ての議会がそれを批准し、批准書をWIPOに寄託した。議定書は、最初に寄託したアゼルバイジャン、アルメニア、キルギスタンの3カ国で2021年3月17日に発効し、カザフスタンとロシアは批准書の寄託が他国より遅かったため、それぞれ4月11日と4月12日に発効した。タジキスタンでは議定書の批准は行われているが、現時点⁵ではまだ発効していない。

従って、ユーラシア特許庁により付与されたユーラシア工業意匠権は、当面は5カ国（アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア）において効力を有することとなる。

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

3 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

4 “Protocol on Protection of Industrial Designs to the Eurasian Patent Convention”

5 2021年5月15日

2. ユーラシア工業意匠権を取得するメリット

① 手続きの簡素化

1つの出願をユーラシア特許庁（EAPO）に行うことで、議定書の締約国すべてをカバーする工業意匠登録を行うことができる。

また、ユーラシア特許出願と同じく、出願書類の作成及び出願手続きをロシア語で行うことができる。また、登録後に翻訳文の提出を求められることはない⁶。

② 費用の軽減

締約国ごとに出願することと比べ、出願手数料が削減できると共に、各国ごとに翻訳文を要求されないので、登録に要する費用も軽減される。

③ 早期権利化

締約国の中には意匠登録審査に時間がかかる国もあるが、ユーラシア特許庁においては早期に審査されることが期待される。

④ 保護期間が長い

ユーラシア工業意匠権の存続期間は出願日から5年間であるが、5年ごとの更新により最大25年間有効である。現在、意匠権の存続期間が25年であるのはロシアとアルメニアのみであり、アゼルバイジャン、キルギスタンなどでは存続期間が15年であるので、ユーラシア意匠登録を行うことで、これらの国々では保護期間が長くなる。

3. 出願・審査手続き

(1) 予備審査&出願公開

ユーラシア特許庁は、意匠出願の受理後、出願が方式要件を満たしているか、登録の対象か否か等の予備審査を行い、予備審査終了後、1ヵ月以内に出願を公開する。

(2) 異議申立

公開後2ヵ月間、何人も意匠出願に対する異議申立を行うことができる。

(3) 実体審査

審査官は異議申立理由も考慮しながら、意匠の登録性に関する実体審査を行う。

出願を拒絶する査定がなされた場合には、出願人はユーラシア特許庁に対し、拒絶査定不服審判を請求できる。あるいは、同じ優先日を維持しながら、自国又は複数の締約国への意匠出願に変更することができる。

登録査定がなされた後、所定の登録料をユーラシア特許庁に納付することにより、ユーラシア意匠権の登録がなされる。

これらの手続きの詳細については、ユーラシア工業意匠規則⁷に規定されている。

6 意匠権侵害訴訟、意匠登録無効訴訟が適された場合に、当該国で管轄機関から翻訳文の提出を求められることがある。

7 Part II "Industrial Designs" of the Patent Regulations to the EAPC、2021年4月12日ユーラシア特許庁承認

4. 登録の取消、侵害訴訟

(1) 登録の取消

ユーラシア意匠登録の取消手続きには2つのルートがある。

① 行政的取消 (Administrative cancellation)

ユーラシア特許庁に対し、意匠登録の取消請求を行う。この場合、すべての加盟国で登録が無効となる。

② 加盟国ごとの取消

当該加盟国の法律に従い登録の取消手続きを行う⁸。この場合には、当該国のみで登録が無効となる。

(2) 侵害訴訟

意匠権侵害訴訟は、各国ごとに当該国の裁判所に対して提訴する。この場合の使用言語は、当該国の言語となる。

5. ユーラシア商標制度施行の見通し

2017年2月にロシア政府が公表した「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する協定」(ユーラシア商標協定)の草案⁹の批准が遅れている。このユーラシア商標制度は、本誌の2017年8月号で紹介したが、この商標制度は、ユーラシア工業意匠制度のように、統一的に審査・登録を行うユーラシア特許庁に相当する独立した機関を有さず、各加盟国がそれぞれ独自の実体審査を行うという特徴がある。すなわち、各加盟国のいずれの商標庁でもユーラシア商標出願を受理し、出願を受理した商標庁が「出願庁」(Office of Filing)となる。「出願庁」で方式審査を行い、その後「出願庁」から各国の商標庁に当該ユーラシア商標出願を送付し、各国の商標庁で実体審査がなされる。その実体審査の審査結果を各国商標庁は「出願庁」に送り、加盟国すべての商標庁から登録を許可する旨の通知があった場合、「出願庁」は出願人に登録許可通知を行い、出願人が登録料を「出願庁」に支払うことにより、「出願庁」が登録の決定を行う。登録決定がなされた商標は、ユーラシア経済連合(EAEU)統一商標登録簿に記入される。

このようにユーラシア商標制度は、出願・登録手続きが複雑であり、また各国商標庁の審査負担が大きいことから、加盟国での批准手続きは、草案の公表後、ほとんど進展していない。

商標協定は、現在のところ、ロシアのみが批准しており、カザフスタンが2022年末に批准すると予想されている。しかしながら、キルギスタン、アルメニア、ベラルーシにおいては、国会での協定批准の予定は立っておらず、現状ではユーラシア商標制度の発効は相当遅れる可能性がある。

ユーラシア商標制度を発効させるには、商標出願・登録手続きを、よりシンプルなものにすることが必要かもしれない。ユーラシア特許庁の支援の下で、ユーラシア商標を取得するというユーラシア特許庁長官の提案¹⁰は注目される。

以 上

8 裁判所あるいは管轄機関への登録無効の申立。

9 The Draft Agreement on Trademarks, Service Marks and Appellation of Origin of the Eurasian Economic Union

10 2020年11月、ロシア特許庁内の会議における、トレヴィレソワ(Tlevlesova)ユーラシア特許庁長官の発言。ユーラシア特許条約加盟国の方がユーラシア商標協定加盟国より多いので、この提案を実現させる場合にも、調整に時間がかかると思われる。